平成２３年（フ）第３２号
岐阜県揖斐郡大野町大字上秋926番地59
債務者　佐々木みちよ（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２２０１号
埼玉県川口市芝下２丁目23番21号
債務者　清水うた子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
埼玉県久喜市桜田１丁目32番１
債務者　木村　淳子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
さいたま市緑区原山１丁目19番６号
債務者　酒巻あすみ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢405番地１
債務者　桑原アサ子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
新潟県小千谷市本町２丁目６番４号
債務者　西脇ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
新潟県長岡市四郎丸１丁目９番38号、前住所新潟県小千谷市片貝町4681番地15
債務者　佐藤　　清
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
新潟県柏崎市松波１丁目９番１号、前住所新潟県柏崎市西山町黒部822番地１
債務者　飯田まなみ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
名古屋市中区栄１丁目30番15号　荘苑御園504号
債務者　小林　高之
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３００号
名古屋市名東区牧の里１丁目906番地　シティ・ライフ牧の里105号
債務者　内貴美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘26棟101号
債務者　石原みどり
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７６号
名古屋市中川区押元町２丁目105番地
債務者　清野　榮子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０３号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字中家左川60番地の３
債務者　仲川しづ子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６号
愛知県豊田市宮町６丁目62番地２　佐藤アパート２号
債務者　安藤　真夕
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
愛知県豊田市東広瀬町平地10番地１、旧住所愛知県豊田市井上町10丁目168番地９
債務者　浦川惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
愛知県安城市三河安城本町２丁目２番地８　グローリアス三河安城1402
債務者　河辺久美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
長崎県長崎市油木町36番４号　入江アパート１棟201号
債務者　清嶋　由美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
静岡県富士市五貫島47番地の３、前住所静岡県富士市川成島491番地の４
債務者　馬渕　信子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部